



質問1

建物に対して改造、修理のために支出した費用は、必要経費になりますか。

回答

支出した費用のうち、建物の通常の維持管理に必要なものは修繕費として支出した年分の必要経費となります。

固定資産について支出する費用は、態様別に分類してみますと、通常次のようになるものと思われます。

- (1) 維持費……例えば自動車、器械等の点検調整、消耗部品の補給等の費用
- (2) 取替補修費……例えば建物の屋根、器械の歯車の損耗部品の取替え等の費用
- (3) 改造費……従来用途から他の用途への転換、例えば事務所から病院への改装、あるいは在来の能力の向上、例えば器械の自動化のための費用
- (4) 増設費……例えば病室を増設するため増築する費用

このうち、(1)の維持費は、固定資産の本来の用途及び用法を前提として、通常予定される効果を上げるために行われる維持、補修の費用であって、その固定資産の使用可能期間を延長させたり、その価値を増加させたりはしないものということができ、支出した費用の全額が修繕費として支出した年分の必要経費になります。

しかし、(2)以下の補修費、改造費及び増設費のなかには、修繕費に該当する部分のほか、資産の使用可能期間を延長させたり、その価値を増額させる資本的支出（資本的支出の金額は資産の取得価額に加算して減価償却することになります。）に該当する部分がありますので、その全額を必要経費とすることはできません。

質問2

固定資産について支出した費用は、資本的支出か又は修繕費に区分され、資本的支出については減価償却しなければならないとのことですが、これについて説明してください。

回答

支出した費用のうち、修繕費に該当する部分の金額を除き、固定資産の耐用年数を延長させる部分又は固定資産の価額を増加させる部分の金額は資本的支出として固定資産の取得価額に含めて減価償却します。

事業の用に供されている資産について支出した費用は、質問1で説明したとおり、資本的支出になるか修繕費になりますが、所得税法上、資本的支出とは、修理、改良等その名義の如何を問わず、固定資産について支出する金額のうち、次に掲げる金額をいうものとされています。この場合、次の(1)にも(2)にも該当するときは、そのいずれか多い方の金額が資本的支出の金額となります。

- (1) 固定資産の取得時において通常の管理又は修理をするものとした場合に予測される使用可能期間を延長させる部分に対応する金額

その支出によって固定資産の使用可能期間を延長させたかどうかということであり、これを算式で示すと次のとおりです。

$$\text{資本的支出の金額} = \text{支出金額} \times \frac{(\text{支出後使用可能年数}) - (\text{支出をしなかった場合の支出時以後の使用可能年数})}{\text{支出後使用可能年数}}$$

- (2) 固定資産の取得時において通常の管理又は修理をするものとした場合に予測されるその支出の時の価額を増加させる部分に対応する金額

$$\text{資本的支出の金額} = \text{支出直後の価額} - (\text{通常の管理、修理をした場合に予測される支出時の価額})$$

税法ではこのようになっておりますが、実務上判定は難しいです。